

# 会議議事録

2016年3月10日

宮田村役場建設課

|              |  |
|--------------|--|
| 会議<br>タイトル   | 第 5 回 宮田村景観計画策定委員会   |
| 議題           | <p>報告事項</p> <p>(1) 第 4 回景観計画検討委員会報告</p> <p>①第4回議事録確認</p> <p>②第4回委員会のまとめ</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 景観計画案について</p> <p>①第3章 景観形成に関する方針</p> <p>②第4章 行為の制限</p> <p>③第5章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針</p> <p>(2) 景観計画案 第2章 景観計画の区域について庁内検討会での要望事項</p> |
| 日時           | 2016年3月3日(木) 午後6時00分から   |
| 開催場所         | 宮田村役場委員会室  |
| 出席者<br>(敬称略) | <p>委 員：湯澤謙司、新谷久男、浦野宗明、竹平考輝、太田保、矢田典和、須永次郎、<br/>後藤寛、三浦典子、窪田守男、天野早人、平澤正次、佐々木葉</p> <p>進 行：平澤義章</p> <p>書 記：熊谷良太郎</p> <p>説明者：報告事項(1)：熊谷良太郎(宮田村役場建設課)<br/>協議事項(1)：熊谷良太郎(宮田村役場建設課) 佐々木葉委員<br/>協議事項(2)：熊谷良太郎、平澤義章(宮田村役場建設課)</p>               |
| 欠席者<br>(敬称略) | 委 員：春日孝昭、佐々木武信、藤倉英世  |
| 議事<br>(敬称略)  | <p><b>1. 開会挨拶</b><br/>(事務局伊澤建設課長)<br/>【開会挨拶】</p> <p><b>2. 委員長挨拶</b><br/>(湯澤委員長)<br/>制限や基準等景観に関して細かい内容に入っていく。分からないところは確認しながら進めて頂き、中身の濃い議論をお願いしたい。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p>  |

第 5 回委員会議事録について矢田委員と窪田委員を指名。

### 3. 報告事項

(事務局平澤)

【出席者確認、13名の出席を確認。委員会の成立の報告】

【資料確認】

(1) 第4回景観計画検討委員会報告

①第4回議事録確認

(事務局熊谷)

【資料 2 に基づいて議事録確認】

【訂正なし】

②第4回委員会のまとめ

【資料 3 に基づいて第 4 回委員会のまとめを報告】

(湯沢委員長)

4. 今後の検討項目とあるが、これはどのタイミングで検討していくのか。

(事務局平澤)

今後、事務局と大学で検討を行い都度でお示ししていきます。

### 4. 協議事項

(1) 景観計画案について

①第3章 景観形成に関する方針

3-1景観形成の基本方針, 3-2地域区分別の景観形成の方針

(事務局熊谷)

この項目については具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

【資料4-1に基づいて第3章 3-1 景観形成の基本方針を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

【資料4-1, 4-2に基づいて第3章 3-2地域区分別の景観形成の方針を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(浦野委員)

②レクリエーション・観光・生産区域について、里山という言葉の響きはイメージしやすくどうか。また、こういった言葉をこの区域において使うのもよいと思う。

観光を考える上でも5ページ\*の来訪者を迎え入れていくというのは、大事なこと。

(竹平委員)

観光客はピークに比べると減っている。駒ヶ根インターから近くて来やすい反面、通過

点になってしまう。観光目的の人は上に行くか、そのまま帰ってしまうという現状がある。

①山岳・森林区域について、見えている山岳の土地の所有が宮田村ではない県だったり国だったりするが、ここに開発が入りそうになったときにそれはこの条例の中でコントロールできるのか。

(佐々木葉委員)

宮田の景観として見えるので、景観計画としてコントロールできるはず。国でも県でも。林道や砂防ダムを造ることが対象になると思うが、それは今後議論する「公共施設の整備に関する事項」の中に入れると、宮田としてこうしてほしいということを伝えることができる。

(矢田委員)

1 ページ目の\*、自然と歴史が・・・とあるが、人々という文言を入れるのはどうか。人間がかかわった文化のイメージとして。

3 ページ目の・、歴史的な登山道・・・とあるが、これは今までの議論にあった項目か。それとも計画ということではいつかはやるという方向性か。

(佐々木葉委員)

事務局の思いとして、荒れてきた登山道の石碑を集めたと昭和50年代に書かれた村誌にあった。文化財マップにも一部登山道が書かれており、何かできるといいという思い。

(太田委員)

この計画は、宮田村の人が見る計画か、村外の人が見る計画か。

例えば、山岳についてはプロでないと登れないほどの険しいものになっていて、村外の人が見て登ろうというものではない。

逆に、ここには載っていないが、北割の城山付近から宮田を見るといい景色になっている。こういったものも考えてほしい。

他にも、委員会が終わっても話し合いを継続できるようなものであってほしい。

(三浦委員)

現在アクションプランとしてまちなかをやり始めているが、西山、里山、木と人の暮らしについてアクションを起こしていきたい。景観計画を作っていく中山や自然を取り入れたで具体的な動きが出てくるものを。

(湯沢委員長)

それがまさしく景観像や景観方針ということなので、細かい文言等も織り込んで文章化して作っていくことかと思えます。

(竹平委員)

ビジョンを明確にして枠組みを考えていくということか。

(湯澤委員長)

その通り。その内容について議論を頂きたい。他にはどうか。

(太田委員)

城山の辺りも真慶寺を通過して本陣に行くまでの道のりも歴史的なものに解説を加えていくように多方面の協力を得ていきたい。

(新谷委員)

あるべき姿の部分として、ゾーニングされた区域があり、地域の説明など、抽象的にはなりがちだが、よく表現されていると思う。

ただ、村民が見たときに、これがあるべき姿かというときに地域外から来た人たちがどう見るかという面と、宮田の中にいる人の価値観があると思う。

そういった面では外部的な目を見た面がある。宮田の中にも多くの人が認識していないものもある。前々回の憲章の様なある程度ビジュアルで示し、注釈を加えた方が村民に分かりやすい。

(須永委員)

⑥景観体験軸と沿道区域について、これで広域農道沿いなどの看板の制限ができることで影響が一番大きいものになると思う。この区域が加わることで制限しやすくなると感じた。

⑦歴史保全地区について、よいと思うが、歴史を村民が見たときにここより古いもの、津島神社等も含まれていないと違和感を覚える。

(竹平委員)

⑦歴史保全地区について、歴史というと時代の背景があるので、こういう歴史があるということを村民にしっかり知らせないとなぜここを選んだかが、景観を守ろうとするかが分からない。啓蒙が必要。

(矢田委員)

⑦歴史保全地区について、宮田宿については歴史的な認識があったが、中越や田中道について、保全ということを提起していくのはいいが、生活してきた主体、住民の皆さんの理解が必要。意識的に残したわけではなく、結果的に残ってきた。

住人は意識していない。まずは住人に理解、知ってもらうことが重要。

規制をかける区域についても、理解を得ないと自分たちが管理してきた風景ではなく、規制した風景とされてしまう。

努める程度の規制にすれば理解が得られるのではないか。

(窪田委員)

区域の分け方には納得している。

⑦歴史保全地区について、松本市では歴史区域が入っている。そういったことをやるというのは宮田にとって大変意味のある景観計画になる。

水路について、守っていくということがあるが、どうやっていくかも考えなければならない。

⑥景観体験軸・沿道区域において、私の所属している三風の会では看板について整備していこうというのがある。今、広域農道沿いの看板を整備している。乱立している看板の統一等、自然に溶け込んだシンプルなものにしていこうと考えて活動をしている。そういうことからすると、この区域は大変いい話。

(湯沢委員長)

⑥景観体験軸・沿道区域、あってもいいと思います。他はいかがか。

(事務局熊谷)

先日行った庁内検討会において出された議論をお願いしたい事項があります。

10ページ、4つ目の・、火の見やぐらをランドマークとして保全していくという項目があるについて、

消防団からの意見として耐震性に疑問があり危険という意見がありました。

また、村として地区要望により老朽化に伴い撤去した経緯があります。

この景観計画で保全していく必要があると総意が得られればそれに向けた施策を考えていくこともできるという方針です。この項目について意見を頂きたいと思います。

(竹平委員)

保全はいいと思うが、活用や何をするかが具体的な議論をするスタートだと思う。

(浦野委員)

残すのはいいと思うが、色が銀色なのはいかがかと。

(矢田委員)

実際に活用しているのか。

(天野委員)

ホースを干したり、半鐘を鳴らす程度にしか使用していない。

(新谷委員)

管理上の問題も出てくる。

(竹平委員)

景観として必要かどうかになってくる。他には、火の見やぐらとして登る以外に地域としての使い道もあるかもしれない。

(平澤委員)

区で管理しており、町1区は維持が大変ということで撤去した経緯があると聞いている。

(天野委員)

地域によって取り扱いが異なるので、価値や活用等はこちらから提案していく必要がある。もう少し検討が必要なのでは。

(湯澤委員長)

火の見やぐらについては実用性や活用については今後考えるとして、こういったものが存在するということを皆さんに認識しておいていただきたいと思います。他はいかがか。

(太田委員)

⑦中越等、保全区域に関して歴史的なことを住民は知らないので説明していくことが大事。

(三浦委員)

市街地の中に入るが、駅前に関して、宮田の入口。一輪の会ががんばっている。市街地区域に一緒くたにされているが、警鐘を鳴らすべきポイント。

(天野委員)

新谷委員から先ほど話があったイメージができるものが需要ではないかということに同意。何か分かるイメージが入らないと分からない。計画の中には入ってくるのか。

(佐々木委員)

事務局としての答えだが、どの程度まで調査をして行くかにもよるが、調査に基づいた特性を出すには時間的に難しい。本日も写真によって現状を示したが、こうしていきたいというものをビジュアルに示すものを描くのは必要だが、時間と労力がかかる。しかし、できるだけ地図のようなものは作りたいと思っている。丁寧に行っていくのであれば、地域に対して、マップ等資料作りを住民の協力を得て作っていくことも必要。

また、法定計画の中にどれだけ入れられるかは別に、時間をかけてやっていく必要がある。

(湯澤委員長)

他になければ、次に進みます。事務局お願いします。

3-3景観形成を重点的に行う地区設定の考え方

(事務局熊谷)

この項目についても具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

【資料4-1に基づいて第3章 3-3景観形成を重点的に行う地区設定の考え方を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

【質疑なし】

②第4章 行為の制限

(事務局熊谷)

この項目についても具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

【資料5-1, 5-2, 5-3, 5-4に基づいて第4章 4-1行為の制限 4-2景観形成基準を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(竹平委員)

現在チェック機能はどこが持っているのか。

(事務局平澤)

県の景観計画を使っているところは各地方事務所建築課。景観計画のあるところは主に建設課で行っています。

(竹平委員)

地方事務所が、宮田村はこの基準なのでコントロールしてくださいと言ってもらえるのか。

(佐々木葉委員)

それはできません。自治体でつくった計画は、その自治体が運用します。

(竹平委員)

県で沿道区域とあるが、こういったサブ区域でも言葉をそろえないと障害が生じるか。

例えば、県でも沿道区域があり、宮田村ではサブ区域でも沿道がある。この意味をそろえないと誤解が生じたりするのか。

(佐々木葉委員)

他市町村でも田園区域という言葉を使っているが、県の区分、定義と同じかというところ。景観条例は各市町村で決められるのでその中で定義すれば問題ない。

(竹平委員)

今後バイパスにおいて、フランチャイズ店等が出店することが考えられるが、制限はできるのか。

(佐々木葉委員)

当然かけられる。ただし、今の基準だと何でも建ってしまう。ただし、広告物は別途屋外広告物法で縛ることになるので別の話になる。

(三浦委員)

荒れたような、見た目の悪い空家について、街並みをそろえるなど景観で規制することができるか。

(佐々木葉委員)

届出は新しく作るものにしか適用できない。除去といったことに対する届出になると、次の第5章に絡んでくるが、今あるものを壊すときに届出対象にするのは景観では難しいと思う。

(浦野委員)

景観とはまた違って来るが、空家条例等別の条例で検討できる。ただし、個人の所有である空き家は法律等で縛られており難しい。

基本的なことだが、届出について、実際届出の基準に合わなかった場合はどうなるのか。

(佐々木葉委員)

改善命令がでて、改善命令に従わない場合は処罰されるというのが法に基づいた行為として取られると思います。

(窪田委員)

駒ヶ根市は屋外広告物条例を作っている。他にも住民協定など有効ではないかと思う。表現として、建物の高さについて、樹木より低くする、スカイラインが見えるようにという共通の意識として分かるニュアンスがよいのでは。

(佐々木葉委員)

表の規模の欄を見ていただくと、樹木の高さ以内にとどめる等という文言も使っている。田園と町に対しては数値で表している。

スカイラインということについては、どこから見るか、見た角度によって変わってくるので表現が難しいため、このような表現にしてある。

(矢田委員)

⑦歴史保全地区について、できるだけ努力目標的な文面にしてほしい。厳しくしてみんな頑張ろうという方向で行けばいいのかと。

行政指導、外部管理の景観になるのは避けたい。みんなで作っていきこうという共通の関心ごとにしていきたい。

みんなで作ってきた、守ってきたという景観にしたい。



(竹平委員)

どこかで基準にしないと、人によって見方が変わってきてしまう。抽象的な部分と数値化する部分を入れていくべき。

(三浦委員)

住民の心理を考えると、制限のあるところに住んでいる人には村全体が分かり合える、支えあう仕組みを作らなければならない。

(湯澤委員長)

住民とはもちろん話をしていく。

(須永委員)

実際に映像を見て、色の制限について、他市町村の制限ではほとんど意味がないと思われる。

本当に景観を考えていくのであればもっと厳しくてもよいのでは。

無彩色を推奨することもあるのでは。

軽井沢では素材色をそのまま使うこと推奨している。

(天野委員)

マンセル値では範囲内でも、周りと比べて浮いている色の色がある。

例えば、周りが落ち着いている場所で、マンセル値範囲内だが、一軒だけ浮いている場合も考えられる。そういった場合に、やめてくださいというのは言えるのか。

(須永委員)

範囲内であればそれは言えません。

(天野委員)

周りに合わせてもらいたいときには、エリアを区切って設定していくしかないか。

(佐々木葉委員)

その通りです。

(天野委員)

印象としては思った以上に自由がある。厳しくしてはいけないというのは分かるが、新しく入ってきた家が周りとおわせることを何か考えなければいけないかも知れない。

(湯澤委員長)

彩度について、もう少し落としてもいいと思う。きつくしても実物はもっと派手に見える

る。7以下というところも5，4辺りでもいいのかもしれない。

(後藤委員)

山岳森林区域について、広い範囲だが、平地林に近いところをこの計画の対象にしていると思うが、本当の山岳や千畳敷カール、県立公園に入る辺り、例えば土石の採取等は絶対にできない範囲もあるはずなのでそのあたりはどうするのか。

(竹平委員)

言葉の定義をどうするか。遠くのところをどうするかというのが今のところにはある。

(佐々木葉委員)

この山岳森林の下に県立自然公園区域は同公園に関わる県条例の規定に従うということで、宮田の基準ではなく、県の条例を使ってくださいという方式を駒ヶ根は取っている。

(湯澤委員長)

他になれば、次に進みます。事務局お願いします。

③第5章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針景観形成に関する方針

(事務局熊谷)

この項目についても具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

【資料6-1, 6-2に基づいて第5章 5-1景観重要建造物の指定の方針 5-2景観重要樹木の指定の方針を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(天野委員)

何らかの補助を考えていく必要がある。行政的には指定した後はどう考えるか。

(事務局平澤)

この制度、使っているところが少ない。それは、重要なものだと文化財に指定されることや、個人のをどのように村で支援していくかが難しいところなので、広がりが少なく、使っているところが少ない。

法定項目なので検討はするが、先のことについては分からず、方針を決めるのみになる。

(須永委員)

伊那市や駒ヶ根市は指定していますか。

(事務局平澤)

指定していません。

(佐々木葉委員)

制度を活用しているところはいくつかあるが、実際の指定をしていないところもある。

調査してみて、指定は思ったより少ない。補助についても手厚いものになると難しい。持ち主の100%補助ではないので使い方によると思う。

(湯澤委員長)

他になければ、次に進みます。事務局お願いします。

(2) 景観計画案 第2章景観計画の区域について庁内検討会での要望事項

(事務局熊谷)

この項目については、庁内検討会からの要望項目。

区域の話になるが、平成28年4月から総合計画に差し込む土地利用計画構想図が変更になる。村としてはそれにあわせて②レクリエーション区域と④工業区域を拡大したい。これについて、総合計画の土地利用計画決定の経緯を含め説明させていただくので意見を頂きたい。

【追加資料1,2に基づいて事務局平澤から説明】

まず、土地利用については、国土利用計画に沿っており、文章とポンチ絵で表されている。この図は補足説明であり、具体的エリアの明示。区分したので必ず確保しなければならないというものではない。

工業地域について、今までは企業進出の話が出てから候補地を探していたが、先んじて候補地を用意しておくことで企業が宮田村にやってくるチャンスを逃したくないということがある。また、工業系にすることで県の助成金を受けられたり、不動産所得税の免除などのメリットもある。

既存の工場からの展開を予想して地域設定をしている。

村の施策に沿ったエリアにするため、ぜひ反映してほしいという要望です。

(佐々木葉委員)

【スライドにて現状の報告】

④工場団地区域については現状既に工場が建っており、その部分を増やすのは分らない。しかし、②レクリエーション・観光・生産区域については理由が不明だったので即区域を変更した方がいいとはいえなかった。

工場団地区域にしても、土地利用構想図で指定されている部分でも現状に照らして景観計画の区域からはずしてある部分はある。

土地利用構想図の色塗りを全部なぞった形のゾーニングは景観計画としていないので議論をいただきたい。

(平澤委員)

リクシルの会社の南側の裏の林を伐採したのはどういう理由か。村として伐採したということは何かの計画があったのか。

(事務局伊澤)

荒れてしまっていたのと松かれがあったので個人所有の土地だが、依頼をして切った。

(佐々木葉委員)

今までだと田園区域に入っていたのが、今度はレクリエーション・観光・生産区域に入ることになる。

(平澤委員)

その区域には田園という感じはない。レクリエーション・観光・生産区域でもいいのでは。

(竹平委員)

基本的なところで、土地利用計画構想図は景観計画の区域とリンクさせるのか。

(佐々木葉委員)

前回の区域の議論の中で、景観の観点だけから線を引くのは難しいし、届出行為に対する形成基準も区域ごとに違うので、なぜここはこの区域だというときに、根拠のない線で決めてもいけないので、既に法律なり条例で決まっている線を踏襲して引いた。ただ、景観の区域なので、現状を見てそぐわないものに関しては景観の観点から線を修正してある形で線引きをしている。既存の都市計画の用途地域とか土地利用構想図は基本的に踏襲してある。ただ、点在している集落を都市としても、全体の中で見れば区域の中の都市とは違うので田園区域として収めてある。

(竹平委員)

山岳の線引きは何が基準になっているか。

(佐々木委員)

西について宮田村水道水源保全条例の線を踏襲している。

(平澤委員)

樹木の伐採については届出はどうなるのか。

(佐々木葉委員)

長野県では木竹の伐採に関する届出や景観形成基準が示されていないので、今後調査を必要とするところです。

宮田村では森林整備計画を定めているので、それで森林が守られるようであればそこに任せてもいいと思う。

(矢田委員)

土地利用計画構想図は平成28年度からの後期基本計画に入れるということによろしい

|    |   |
|----|---|
|    | <p>か。村の施策として上位計画として出すものなので、そのようにするというのであれば変更もやむをえないものだと思う。</p> <p>(佐々木葉委員)</p> <p>線の話は今後もつめなければいけない話。後期基本計画含め、議会で得られた話も踏まえながら今後も議論していきたい。</p> <p>(湯澤委員長)</p> <p>他になれば、次に進みます。事務局お願いします。</p> <p><b>5. その他</b></p> <p><b>【特になし】</b></p> <p>(湯澤委員長)</p> <p><b>【閉会挨拶】</b></p>   |
| 資料 | <p>事前配布資料</p> <p>(資料 1) 第 5 回 宮田村景観計画策定委員会 会議次第</p> <p>(資料 2) 第 4 回委員会議事録</p> <p>(資料 3) 第 4 回委員会のまとめ</p> <p>(資料 4-1) 第 3 章 景観形成に関する方針</p> <p>(資料 4-2) 景観形成に関する方針 (写真例)</p> <p>(資料 5-1) 第 4 章 行為の制限</p> <p>(資料 5-2) 届出対象行為</p> <p>(資料 5-3) 景観形成基準</p> <p>(資料 5-4) 長野県景観育成計画における景観育成基準</p> <p>(資料 6-1) 第 5 章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針</p> <p>(資料 6-2) 景観重要建造物・樹木の指定方針 (写真例)</p> <p>(資料 7) 2/24 開催庁内検討会意見</p> <p>当日配布資料</p> <p>(追加資料 1) 土地利用計画構想図 (H28.4 から)</p> <p>(追加資料 2) 土地利用計画構想図 (庁内検討会要望案)</p> <p>差し替え資料</p> <p>(資料 1) 第 5 回 宮田村景観計画策定委員会 会議次第</p> <p>(資料 4-1) 第 3 章 景観形成に関する方針</p> <p>(資料 7) 2/24 開催庁内検討会意見まとめ+事務局回答</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 議事録署名人 |  |
|        |  |